

個人住民税の

# 寄附金税制が

# 変わりました!



総務省

都道府県・  
市区町村に  
対する  
寄附金

寄附金税制が大幅に拡充されました！

「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという  
思いを実現する観点から、個人住民税の  
都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました！

## どんな控除が受けられるの？

	改正前	改正後
控除率	所得控除方式により 適用対象寄附金 × 税率(10%) の軽減効果	税額控除方式により 都道府県・市区町村に対する 寄附金のうち 適用下限額を超える部分について、 個人住民税所得割の 概ね1割を上限として 所得税と合わせて全額控除
適用 下限額	10万円	5千円

控除対象となる寄附金<sup>(※1)</sup>の限度額は、総所得金額等<sup>(※2)</sup>の25%から**30%**に改正になりました。

(※1) 都道府県・市区町村に対する寄附金以外の寄附金との合計額です。

(※2) 総所得金額等とは、サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額をいいます。

●平成20年1月1日以後に支出した寄附金が対象となり、寄附をした翌年度の個人住民税から控除されます(所得税については寄附を行った年分から控除されます)。

手続き等

個人住民税の寄附金控除の適用を受けるためには

**申告**が必要となります。



個人住民税の寄附金控除を受けるためには、毎年1月1日～12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付することが必要ですので、注意して下さい。

※個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に簡易な申告書による申告を行っても構いません。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

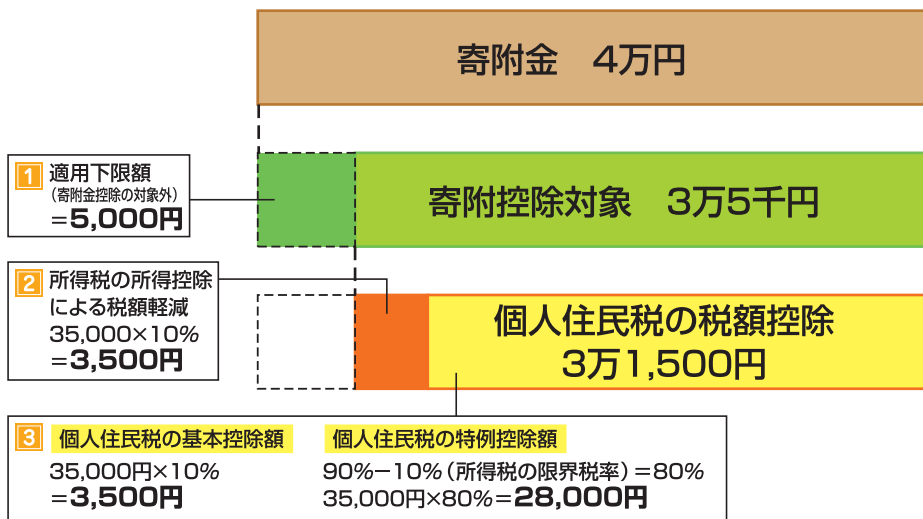
※具体的な寄附の手続きについては、寄附先の都道府県・市区町村にお問い合わせ下さい。

## モデルケース

### 都道府県・市区町村に対する寄附金の控除額の計算方法

● 給与収入700万円で夫婦2人(うち1人特定扶養) ● 所得税の限界税率10% ● 個人住民税所得割額293,500円

- 1 寄附金4万円のうち、5,000円を引いた残り3万5,000円が控除対象となります。
- 2 所得税の寄附金控除(所得控除)で、 $35,000円 \times 10\%$  (限界税率)<sup>(※)</sup> = 3,500円の税額が軽減されます。
- 3 個人住民税の寄附金控除(税額控除)で、残りの3万1,500円の税額が軽減されます。
- 4 2と3あわせて、3万5,000円の税額が軽減されることとなります。



(※) 限界税率とは、この方に適用される所得税の最高税率をいいます。年収により、5~40%となります。

(注) 特例控除額は個人住民税所得割額の1割が限度です。

## 軽減額の具体例

### 都道府県・市区町村に寄附した場合の税額の軽減額(具体例)

● 夫婦2人(うち1人特定扶養)の給与所得者の場合

	年収500万円の方	年収700万円の方	年収1,000万円の方
1万円寄附したとき	<b>5,000円軽減</b> 個人住民税分4,700円/所得税分300円	<b>5,000円軽減</b> 個人住民税分4,500円/所得税分500円	<b>5,000円軽減</b> 個人住民税分4,000円/所得税分1,000円
3万円寄附したとき	<b>17,400円軽減</b> 個人住民税分16,100円/所得税分1,300円	<b>25,000円軽減</b> 個人住民税分22,500円/所得税分2,500円	<b>25,000円軽減</b> 個人住民税分20,000円/所得税分5,000円
5万円寄附したとき	<b>20,400円軽減</b> 個人住民税分18,100円/所得税分2,300円	<b>38,400円軽減</b> 個人住民税分33,900円/所得税分4,500円	<b>45,000円軽減</b> 個人住民税分36,000円/所得税分9,000円
10万円寄附したとき	<b>27,900円軽減</b> 個人住民税分23,100円/所得税分4,800円	<b>48,400円軽減</b> 個人住民税分38,900円/所得税分9,500円	<b>82,500円軽減</b> 個人住民税分63,500円/所得税分19,000円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

## Q & A

- Q1** どのような都道府県・市区町村が寄附先の対象となるのですか? 出身地や過去の居住地などに限られるのですか?
- A1** 全都道府県、全市区町村が対象となり、自由に選ぶことが出来ます。出身地や過去の居住地などに限定されていません。
- Q2** 複数の都道府県・市区町村に寄附をすることは出来るのですか?
- A2** 可能です。寄附先の団体数に制限はありません。
- Q3** 私は、平成20年8月にふるさとのA市に寄附を行い、平成20年10月にB市からC市に引越したのですが、この場合、税の軽減を受けるためにはどこに申告を行えば良いのですか?
- A3** 所得税の確定申告は、C市を管轄する税務署に確定申告を行うこととなります。個人住民税の寄附金控除の適用のみを受けようとする方が個人住民税の申告を行う場合、平成21年1月1日現在の住所地であるC市に行くこととなります。



都道府県・  
市区町村が  
条例で指定した  
寄附金

# 寄附金税制が 大幅に拡充されました!

## 寄附金控除の対象はどう広がるの?

### 改正前

個人住民税の寄附金控除の対象は、  
①都道府県・市区町村、  
②住所地の都道府県共同募金会、  
③住所地の日本赤十字社支部  
に限定

### 改正後

左記に加え、所得税で寄附金控除の  
対象となっている寄附金の中から、  
**都道府県・市区町村が条例で指定することにより、**  
個人住民税の寄附金控除が  
受けられることになりました。

○条例で指定することができる所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金

1 指定寄附金 (所得税法第78条第2項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金)	6 学校法人に対する寄附金
2 独立行政法人に対する寄附金	7 社会福祉法人に対する寄附金
3 地方独立行政法人に対する寄附金	8 更生保護法人に対する寄附金
4 特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人に対する寄附金	9 認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
5 公益社団・財団法人に対する寄附金 (所得税法に規定する特定公益増進法人で新たな公益法人制度に移行する前の法人も含む。)	10 認定NPO法人に対する寄附金 (当該法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限る。 ただし、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

※所得税で寄附金控除の対象となっている国・政党等に対する政治活動に関する寄附金は、条例で指定することができません。

※どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

## どんな控除が受けられるの?

### 改正前

対象となる寄附金  
×  
税率(10%)  
の軽減効果

### 改正後

対象となる寄附金のうち、5,000円を超える部分に、  
次の率を乗じた額が寄附をした翌年の個人住民税額から軽減されます。  
**住所地の都道府県が指定した寄附金…4%**  
**住所地の市区町村が指定した寄附金…6%**  
(住所地の都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合、10%)

※なお、所得税については寄附を行った年分から控除されます。

### 手続き等

前ページの手続き等と基本的に同じです。対象となる寄附金について、個人住民税の寄附金控除の適用を受けるためには申告が必要となります。また、この制度においては、控除対象となる寄附金は、住所地の都道府県・市区町村によって異なりますので、あらかじめよくご確認ください。

※都道府県・市区町村に対する寄附金を含め、寄附金控除が受けられるのは、総所得金額等の30%までとされていますので、ご注意ください。

総務省 <http://www.soumu.go.jp/>

詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村の税務担当課までお問い合わせ下さい。